

## 直方市体育施設使用料金表

### ○球場使用料

名称	金額
直方市民球場	1時間単位当たり440円とする。ただし、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童は、1時間単位当たり220円とする。
直方市中泉市民球場	

### 附属設備等

品名	単位	金額	備考
冷房	1時間	円 110	各本部席

### ○直方市体育館使用料

利用区分		9時～12時	13時～17時	17時～19時	19時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時	
競技場	全部専用 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しない場合	(1)アマチュアスポーツに使用	円 1,540	円 2,640	円 1,540	円 1,760	円 4,620	円 5,940	円 7,920
		(2)その他営利を目的としない使用	6,160	10,230	6,160	7,040	17,930	23,430	31,130
	2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する	(1)アマチュアスポーツに使用	3,080	5,280	3,080	3,630	9,240	11,990	15,950
		(2)その他営利を目的としない使用	12,210	20,570	12,210	14,300	35,860	47,080	62,370
	3 営利を目的として利用する場合	平日	28,050	46,640	28,050	32,670	81,840	107,360	142,560
		土曜日、日曜日、休日	33,660	56,100	33,660	39,160	98,010	128,920	170,830
	部分専用	4 競技場片面利用の場合	770	1,320	770	880	2,310	2,970	3,960
		5 舞台利用の場合	330	330	220	220	770	770	1,210
	照明	6 競技場	1時間単位当たり2,640円(ただし、2分の1使用の場合は1,320円)						
		7 舞台	1時間単位当たり150円						
付記		1 全部専用1の(1)(2)及び部分専用において高等学校以下の生徒・児童及び幼児で組織された団体が利用する場合の使用料は、2分の1を乗じて得た額とする。 2 全部専用3に該当する場合は、入場料その他これに類する料金(消費税及び地方消費税相当額を含む)の最高額に100を乗じて得た額を1日の使用料総額に加算する。							
会議室(卓球室、トレーニング室を会議室として利用した場合も同料金)		790	1,320	1,320	1,320	2,420	3,740	4,180	
小会議室		190	330	330	330	600	930	1,040	
卓球室(1人当たり)	使用区分	普通券(1回)		回数券(11回分)		備考 1回とは、1回の入場から退場までをいい、2時間以内とする。			
	一般	160		1,600					
	高等学校生徒	80		800					
	中学校生徒以下	50		500					
トレーニング室(1人当たり)	使用区分	普通券(1回)		回数券(11回分)					
	一般	220		2,200					
	高等学校生徒	130		1,300					
	中学校生徒以下	60		600					
備考		団体とは、10人以上で組織された人の集団をいう。 控室は競技場に、楽屋は舞台に、応接室は会議室に、それぞれ附属したものとみなす。							

附属設備等	品名	単位	金額	備考
運動器具	バレーボール	1回1面	220	支柱、ネット(審判台、得点板)
	バスケットボール	1回1面	330	台(一対)
	バドミントン	1回1面	110	支柱、ネット(審判台、得点板)
	卓球	1回1台	110	卓球場を除く 台、支柱、ネット(審判台、得点板)
	卓球用スクリーン	1回1台	20	
	庭球	1回1面	220	支柱、ネット
	徒手マット	1回	220	
放送機具	拡声装置	1式1回	1,100	マイクロフォン1個
	マイクロフォン	1個1回	110	
	ワイヤレスマイクロフォン	1個1回	550	
	ワイヤレス受信装置	1式1回	220	
冷房	会議室	1時間	390	
	小会議室①	1時間	130	
	小会議室②	1時間	60	
その他	電光掲示板	1式1会	550	タイマーフェール表示器
	机	1個1回	20	会議室を除く
	椅子	1脚1回	5	会議室を除く
	演台	1台1回	20	
	コンセント	1kw1回	20	
	持込設備用電源	1kw	100	電気使用量は、持込設備の消費電力に基づき算出し、当該電気使用量が1kw未満であるとき、又は当該電気使用量に1kw未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は1kwとする。
	シャワー	1回	220	
備考				
<p>単位における1回とは、条例別表第3に規定する利用時間帯とする。ただし、9時から17時までの利用は2回利用、13時から21時までの利用は3回利用、9時から21時までの利用は4回利用とする。</p> <p>消耗品(コートテープ、卓球の球等)は、使用者負担とする。</p>				

### ○直方市民弓道場使用料

利用区分		9時～12時	13時～17時	17時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
		円	円	円	円	円	円
専用利用 (全面)	一般	550	660	990	1,320	1,650	2,310
	高校生以下	270	330	490	660	820	1,150
個人利用	使用区分	普通券(1回)		回数券(11回分)		備考 1回とは、1回の入場から退場までをいい、2時間以内とする。	
	一般	130		1,300			
	高校生以下	60		600			

○直方市民体育センター使用料

利用区分		9時～12時	13時～17時	17時～19時	19時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
		円	円	円	円	円	円	円
全面利用	一般	520	660	390	390	1,320	1,450	2,110
	高校生以下	460	590	330	330	1,100	1,250	1,760
半面使用	一般	260	330	190	190	660	720	1,050
	高校生以下	230	290	160	160	550	620	880
照明料	全面利用	1時間単位当たり660円						
	半面使用	1時間単位当たり330円						

附属設備等	品名	単位	金額	備考
運動器具	ソフトバレー	1回1面	円 110	支柱、ネット(審判台、得点板)
	バドミントン	1回1面	110	〃
	パドルテニス	1回1面	110	〃
放送器具	拡声装置	1式1回	1,100	卓上マイクロフォン1個
	ワイヤレス受信装置	1式1回	1,100	ワイヤレスマイクロフォン1個
その他	机	1台	20	
	椅子	1脚	5	
	シャワー	1回	220	

○直方市西部運動公園使用料

利用区分	利用施設	単位	金額		備考
			一般	高校生以下	
			円	円	
全面利用	テニスコート	1時間	3,300	2,200	8面
	多目的グラウンド		660	550	全面
	ゲートボール場		330	160	4面
半面利用	テニスコート	1時間	1,870	1,540	4面
	多目的グラウンド		330	270	半面
部分利用	テニスコート	1時間	550	440	1面
	ゲートボール場		110	50	1面
照明料	テニスコート	1時間	550		1面
	多目的グラウンド		2,200		全面
			1,100		半面

附属設備等

品名	単位	金額	備考
拡声装置	1式1回	円 1,100	マイクロフォン2個
シャワー	1回	220	